

函南町立西小学校 いじめ防止基本方針

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

児童生徒の尊厳を保持するために、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関して、函南町立西小学校としての基本方針をここに定める。

- 1 いじめに関する基本的認識
- 2 学校におけるいじめの未然防止
- 3 いじめの早期発見の取組
- 4 いじめの防止等の対策のための組織
- 5 いじめに対する措置
- 6 重大事態への対処

II 基本的な考え方

1 いじめに関する基本的認識

○「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

・「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、学級の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

・「心理的又は物理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように直接的にかかわるものではないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものや、「身体的な攻撃」や「金品をたかられたり、隠されたりすること」などを意味する。

○いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。

○いじめは、すべての児童・学級・学校に起こりうる問題である。

○いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。

○いじめの容態は様々である。

○いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。

○いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。

○いじめは、解消後も注視が必要である。

- いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きなかかわりを有している。
- いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

2 学校におけるいじめの未然防止

(1) いじめが起こりにくい集団づくり

- ア 子ども同士の望ましい人間関係づくり
 - ・人間関係づくりプログラムの学習の実施
 - ・あったか言葉を積極的に使う
 - ・委員会活動やクラスでのあいさつ運動の実施
- イ 教職員と子どもとの信頼関係づくり
 - ・教育相談（あのねタイム）の実施
 - ・生活アンケート（あのねタイムでも活用）の実施
 - ・Q Uテスト、Q Uテスト分析研修（講師を招いて）の実施

(2) 子ども自らがいじめについて考える機会の設定

- ア 道徳の時間の充実
 - ・子どもにとって身近な資料の活用
 - ・人権教育の実施
- イ 集団の自治能力を高める取り組み
 - ・学級活動で、子どもがいじめについて主体的に考えるとともに、子ども自らがいじめをなくそうとする活動の場の設定に努める。
 - ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

(3) 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- ア 学校内における教職員の連携
 - ・子どもに関する情報の共有化を図り、子どもの実態に応じた適切な指導・支援の実現を図るために、職員会議等において情報交換の場を設定する。
- イ 家庭・地域との横の連携
 - ・特別支援コーディネーターを中心として、管理職や担任と保護者や地域の方達との何でも話し合える場の設定。
 - ・日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者・地域に周知し共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。
- ウ 関係機関との連携
 - ・教育委員会、教育支援センター、生徒指導専門監、児童相談所、少年サポートセンターなどと可能な限り情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行っていく。
 - ・病院との連携も必要に応じて行う。

3 いじめの早期発見の取り組み

◎日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を把握できるようにアンテナを高く保つとともに、情報の共有に努める。

(1) 子どもが出すサイン

- ア 表情や言動に変化がないか注視する。
 - ・理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。
- イ 学級の雰囲気注目する。
 - ・学級全体に無力感が漂っていないか。
 - ・素直に自分が表現できているか。
- ウ 特定の子どもへの対応の違いに注目する。
 - ・一緒に遊んでいる友達に、異常なほど気遣いをしていないか。
 - ・特定の子が失敗すると、やじられたり笑われたりしていないか。

(2) 早期発見の手立て

- ア 観察
 - ・全教職員で子どもの様子に注意を払い、日記等も通して、日々子ども理解に努める。
 - ・生活アンケートなどから変わった様子や行動がないかチェックする。
 - ・いじめの認知は、本人、親、友人の誰からの報告であっても「この事態を心配している人から報告があった」で統一する。
- イ 情報収集
 - ・担任は連絡帳等を通して、保護者からも情報収集に努める。
 - ・なるべく子ども達と一緒にいる時間を多く確保し、子どもからの情報も得るように努める。
- ウ 調査
 - ・年間2回、生活アンケート調査等を実施する。
 - ・学校評価（保護者）でいじめ等について、実態を把握する。
- エ 相談体制の整備
 - ・年間2回の教育相談（あのねタイム）を設ける。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ア 講師を招聘し携帯電話やインターネットについて、児童や保護者が学ぶ機会を定期的に設け、啓発活動に努める。
- イ 情報収集に努めるとともに、定期的なアンケートによる調査を実施する。

4 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止等の対策に関する組織として、「生徒指導委員会」を置く。
- (2) 生徒指導委員会は、いじめ防止及び問題解決のために、校長が招集する。最終的意思決定権者は校長とする。
- (3) 生徒指導委員会の委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学年部職員とする。ただし、必要に応じて、SC、SSWまたは関係機関もこれに参加する。

5 いじめに対する措置

(1) 素早い事実確認と連絡・相談・報告

- ア 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。
- イ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童を適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。

ウ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確にかかわりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。

エ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

ア 発見・通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「生徒指導委員会」に報告し、組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

ア いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分な配慮をする。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

イ 家庭訪問等により、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

ウ いじめられた児童にとって信頼のできる人と連携し、寄り添い支える体制の構築を図る。また、安心して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、よりよい環境の確保を図る。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

エ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

ア 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

イ しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、再発の防止を図る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童の個人情報の取り扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) 経過観察と再発防止に向けて

ア 継続的な経過観察による追加支援

- ・いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上
 - ・児童の様子を把握するためのチェックリストの作成
- イ 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検
- ・いじめの発見、報告体制等のシステム化を図る。
 - ・ＳＣ、ＳＳＷ等の積極的な活用を図る。例えば、グループ・エンカウンター、ストレスマネジメント教育、ピア・サポート、ソーシャル・スキル・トレーニング、校内研修の講師など、ＳＣの専門性を積極的に活用して予防的対応に取り組む。
 - ・いじめ相談カードや指導記録を確実に残しておく。

6 重大事態への対処

- (1) 以下に該当する事案が発生した場合は、重大事態と判断し、その対処にあたる。
 - ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
 - ・いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
- (2) 重大事態が発生した場合、校長は速やかに教育長に報告する。また、生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 校長は、生徒指導委員会を招集し、速やかに適切な方法によって、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、今後の指導方針を明確し、迅速に事案の解決にあたる。
- (4) 校長は、被害児童及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- (5) 校長は、加害児童及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- (6) 校長及び教員は、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、いじめを行った児童に対して懲戒を加えることができるものとする。
- (7) 校長は、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、児童の出席停止に係る意見を教育委員会に具申する。
- (8) 校長は、命に関わる重大事態が発生した場合は、躊躇なく、関係機関に支援を求めることとする。

7 学校評価

- (1) いじめ防止等のための取り組みについて、適切な措置が行われるようにするために、学校評価(自己評価及び学校関係者評価)の中で取り扱うものとする。